



8月1日は保険証の切り替え日

後期高齢者医療制度保険証と 国民健康保険高齢受給者証が変わります

問合せ／住民課 (979-8111)

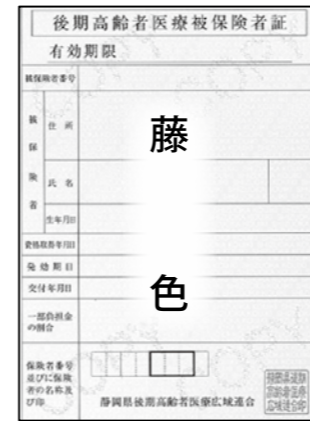
現在お持ちの後期高齢者医療制度保険証（オレンジ色）と国民健康保険高齢受給者証（うぐいす色）は、8月1日以降は使えません。新しい保険証・受給者証を7月下旬までに対象者に郵送しますので、8月からは新しいものをお使いください。8月になっても届かない場合はご連絡ください。

後期高齢者医療制度保険証をお使いの皆さん

8月からは**藤色**の保険証をお使いください。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、8月以降は使用できなくなります。「世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）」の被保険者に該当する人は、**自動更新のため減額認定証の手続きは必要ありません。**

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

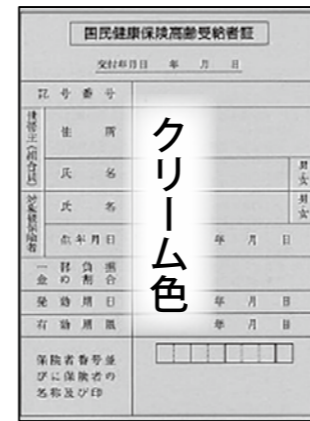


国民健康保険高齢受給者証をお使いの皆さん

8月からは**クリーム色**の受給者証をお使いください。

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、8月以降は使用できなくなります。**減額認定証の交付には申請が必要となりますので、交付を希望される人で手続きが済んでいない人は、申請手続きを行ってください。**

※町外の市区町村が発行する受給者をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。



新しい保険証・受給者証が届いたら、住所や名前、生年月日、一部負担金の割合（皆さんが負担する医療費の割合）などをご確認ください。この割合は平成22年中の所得によって決まるため、前回と異なる場合があります。

減額認定証とは

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、超えた分は後の申請により高額医療費として払い戻されますが、あらかじめ認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。減額認定証を持っていない人は、入院する時に住民課窓口で必ず申請をしてください。入院時の食事代などの減額は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険料を滞納している場合は、認定証の交付が受けられないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

有効期限が過ぎた保険証や減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。



平成23年度後期高齢者医療保険料が確定 保険料の納め方、金額が 変更になる場合があります

平成23年度分の後期高齢者医療保険料（保険料）は、平成22年中の所得によって決定します。（このことを**確定賦課**といいます）

4月・6月・8月の仮徴収で、すでに保険料を納付している人は、確定賦課との差額が生じた場合、仮徴収額が少なければ、残りの額を納めていただくこととなります。また、確定賦課で決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ、その差額が還付されます。

納付は、年金の差し引きによる方法（特別徴収）と、現金または口座振替による方法（普通徴収）があります。年金を受給している人は、年金差し引きによる納付が原則となっています。年度の途中で75歳になられた人や、他市町

村から転入された場合などは、しばらくの間は、現金または口座振替での納付（普通徴収）となります。また、年金差し引きで納付している人も、申し出により口座振替による納付を選択することができます。

問合せ／住民課 (979-8111)

後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払われる皆さんの医療費として使われています。皆さんの保険料は安定した医療制度を維持していくうえで欠かすことができません。納め忘れのないよう、お願いします。

また、特別な事情があって保険料の納付が困難なときなどは、ご相談ください。

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、 保険料が軽減される措置があります。

<所得が低い人に対する軽減>

平成22年度と同様に、後期高齢者医療制度の被保険者本人と世帯内の総所得金額の合計額が下の表①～④の場合、軽減措置を行います。ただし、所得されている人が対象となりますので、所得の申告は必ず行ってください。

①	33万円以下の人	均等割が8.5割軽減されます
②	①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない人	均等割が9割軽減されます
③	33万円 + {24.5万円 × 被保険者数（世帯主を除く）} 以下の人	均等割が5割軽減されます
④	33万円 + {35万円 × 被保険者数} 以下の人	均等割が2割軽減されます

年金収入が153万円以上211万円以下（※）の人は、所得割が5割軽減されます。※年金収入のみの人の基準です。その他の所得がある人は基礎控除後の総所得金額など58万円以下である場合に適用されます。

<被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減>

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険組合などの被扶養者」であった人は、所得割が課されず、均等割が9割軽減されます。